

「ひょうごフィールドパビリオン周遊モデルコース造成」業務 委託仕様書

1 委託業務名

ひょうごフィールドパビリオン周遊モデルコース造成

2 業務目的

ひょうごフィールドパビリオン（以下、「FP」という。）は、大阪・関西万博を契機として、新たな人の流れの創出と、国内外からの誘客を通じた地域持続可能性の向上を目指している。令和5年12月19日現在で185件のプログラムを認定しているが、今後のインバウンド向けプロモーションにおいて、「柱」となり得る「周遊型」モデルコースを造成し、また、インバウンド誘客の有識者が、モデルコースを構成するコンテンツに対して、直接磨き上げを行う機会を提供することを目的とする。

3 事業期間

委託契約締結日から令和6年3月31日まで

4 業務内容

本業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、この業務の目的を踏まえ、以下に掲げる業務を行うこと。

（1）周遊モデルコースの造成

神話上の起源をはじめ、数多くの歴史的ルーツやNo.1コンテンツ、多様性を兼ね備えた、兵庫ブランド「日本の起源 - The Origin of Japan -」（参考：別紙）を表現する周遊モデルコースを造成すること。なお、高付加価値旅行者をターゲットとするモデルコースの諸要件は下記のとおり。

- ①旅行期間 3泊4日の周遊モデルコースを1コース
- ②行 程 FP認定プログラムを5件以上、うちプレミアム・プログラムを2件以上、行程に組み込むこと
- ③そ の 他 ア)移動や体験密度など、あらゆる観点から実際に訪問可能な内容であること
イ)行程の中で兵庫の交通アクセス面での利便性を表現すること
ウ)モデルツアーの参考価格を提示する事
(出発日は3月中旬、1名1室利用、全食事付、5名で1台の借上車を利用した場合の1人あたりの旅行代金)

（2）FAMツアーの実施

周遊モデルコースの評価や商品化に向けた実効性の確認、またモデルコースを構成するコンテンツの磨き上げを目的として、インバウンド誘客に関する有識者（旅行会社、ツアーオペレーター、メディア等を想定）を招請したFAMツアーを実施すること。なおFAMツアーの諸要件は下記のとおり。

- ①コ ー ス 概ね上記の周遊モデルコースどおり
(気候、その他諸事情により、若干の行程変更や省略が発生しても差し支えはない)
- ②被招請者 今後、周遊モデルコースの商品化やプロモーションを推進する過程において主体的に関わる見込みのあるインバウンド誘客の有識者4名程度と専門の撮影スタッフ1名
- ※1 被招請者の集合場所まで及び解散場所からの交通費は、社会通念上妥当と考えられる範囲内で委託費に含めても差し支えはない
- ※2 被招請者の日当等は、原則として委託費の対象外とする

- ※3 F AMツアーの行程に含まれる経費についてはすべて委託費の対象とする
但し、※2の日当や飲食の追加注文、個人的な物品の購入等は対象外
- ※4 食事場所（朝食・昼食・夕食）や内容については、F P周遊モデルコースとして、その趣旨にふさわしい内容とする
- ※5 行程が長期間であるため、被招請者の途中離脱（または中途参加）を認める。
但し、その場合であってもツアー期間を通じた平均参加人数は、インバウンド誘客の有識者4名の半数を下回らないこと
- ※6 参加者とは別に、兵庫県職員などの関係者が数名帯同する場合がある。
但し、その費用については委託費に含まない
- ※7 ※6に関して、英語または中国語の対応が可能な県職員がツアーに帯同し、言語対応を行う予定であるが、被招請者が外国人で、上記以外の言語対応が必要な場合は、通訳の手配費用も委託費の範囲内で対応すること
- ※8 参加者に対する連絡・出欠管理など、事務連絡業務の全般を行うこと

③その他

- ア) 被招請者はモデルコースの評価や商品化に向けた実効性の確認、またF Pプログラム事業者に対して、インバウンド受入に関する改善点の助言を、適宜行うこと
- イ) 訪問先との事前打ち合わせや現地確認を行い、プログラムの内容や活動の場所、ルート等に危険がないこと及び安全対策の内容を確認し、参加者及び関係者の安全確保を徹底すること
- ウ) 飲食物の衛生管理を徹底すると共に、参加者への食物アレルギー調査を事前に行い、必要に応じて対応を行うこと

(3) ツアーの記録

次年度以降のイベント・研修・プロモーションその他機会に使用するため、専門の撮影スタッフによるツアーの映像記録（動画・静止画）や素材を提出すること。

- ①映像記録は観光体験としてのすべての訪問先を網羅すること
- ②電子データとして、県に提出・納品すること
- ③映像記録の利用について、被招請者等の承諾を得ること
- ④提出された映像記録に関する著作権等の権利は兵庫県に帰属する
- ⑤撮影スタッフに係る経費はすべて業務委託費の対象とする

(4) 業務実施報告書の作成

周遊モデルコース、F AMツアーの実施結果・記録及び次年度以降の展開に向けた提案を含む業務実施報告書を作成し、令和6年3月31日までに提出すること。

5 業務実施体制等

受託者は、本業務について次のとおり取り組むこと。

- ・本業務の実施責任者を配置すること
- ・本業務に関する実施体制を示す実施体制表を作成し、県に報告すること
- ・スタッフの配置、連絡体制等を明確にしておくこと
- ・F AMツアーの催行にあたっては、内容に精通したスタッフを乗車させ、適宜参加者への説明等を行うこと
- ・参加者等からのクレームについては、誠意ある対応をとり、その対応の経過を速やかに県に報告すること
- ・本業務を行うにあたり第三者に損害を生じさせた場合、その賠償の責任を負わなければならない

6 支払条件等

- ・県は、本業務終了後に、本業務に係る経費を支払うものとする

- ・精算の結果、精算額が契約金額を超えるときは、契約金額を限度として支払金額を確定するものとし、精算額が契約金額を下回るときは、精算額により支払金額を確定するものとする

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、本業務を行うにあたり、旅行業法（昭和27年法律第239号）、道路運送（昭和26年法律第183号）等の関係する法令を遵守すること。

(2) 個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年兵庫県条例第44号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 暴力団の不当介入における通報等

- ① 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
- ② 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

8 業務実施上の留意点

- (1) 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について兵庫県と協議の上、業務計画書を作成し、業務開始時までには兵庫県に提出すること。
- (2) 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、兵庫県に提出すること。
- (3) 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を兵庫県に連絡し、その指示に従うこと。
- (4) 実施するにあたって、同行する県職員の体験、宿泊にかかる予約等の手配に協力すること。なお、その際の経費については、直接の委託料に含めない。詳細は、受託者と調整する。
- (5) 受託者は、本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。
また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を兵庫県に提出し、兵庫県の書面による承認を得た場合は、兵庫県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という）に再委託することができる。
なお、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は兵庫県に対し全ての責任を負うものとする。
- (6) この業務で得られた著作物等の成果等については、兵庫県に帰属するものであること。
- (7) 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関

して疑義が生じた場合は、兵庫県と協議し、その指示に従うこと。